

一、最新中国法令

- [国家发展和改革委员会关于推广借鉴深圳综合改革试点首批授权事项典型经验和创新举措的通知](#)

【发布单位】国家发展和改革委员会
 【发布文号】发改体改〔2022〕1579号
 【发布日期】2022-10-14
 【内容提要】本次推广借鉴的典型经验和创新举措共18条，主要包括：

要素市场化方面（共5条）
<ul style="list-style-type: none"> ■ 建立土地联动高效审批机制： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 对符合用地类型要求和规定条件的项目实施批供合一； ➢ 完善土地使用权转让、土地二级市场信息发布等制度。 ■ 实施私募基金商事登记服务创新和全流程一体化监管； ■ 推出创业板注册制改革； ■ 建立境内外双向投资新机制： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 推动合格境外有限合伙人（QFLP）试点企业投资一级或一级半定增市场，率先开放“外资管内资”（外资发起设立管理人同时向境内外募资）、“内资管外资”（内资发起设立管理人同时向境外募资）等模式； ➢ 推动合格境内投资企业（QDIE）试点允许持牌金融机构直接申请出境投资额度，无需下设股权投资主体。
科技创新方面（共6条）
<ul style="list-style-type: none"> ■ 建立新兴领域知识产权保护新机制： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 创新数字知识产权保护机制，构建网络知识产权保护云平台、区块链证据核验平台，建设商业秘密保护基地； ➢ 实施知识产权惩罚性赔偿制度。 ■ 建立金融支持绿色发展和科技创新模式； ■ 推出外籍人才认定机制创新和工作居留一站式服务： <ul style="list-style-type: none"> ➢ 按授权制定符合当地实际需要的外籍高精尖缺人才认定标准； ➢ 制定符合当地需求的高端紧缺人才目录，对产业发展急需紧缺的外国人才适当放宽办理外国人来华工作许可条件；

一、最新中国法令

- [深センの総合改革試行における第1期授權事項の典型的經驗及び革新措置の普及及び参考に関する国家發展改革委員會による通知](#)

【発布機関】国家發展改革委員會
 【発布番号】发改体改〔2022〕1579号
 【発布日】2022-10-14
 【概要】今回普及させ参考とする典型的經驗と革新措置は合計18条であり、主に以下のものが含まれる。

要素市場化の方面（全5条）
<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地連結に関する効率的な審査許可メカニズムを確立する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 土地使用の種類要求及び所定の条件を満たすプロジェクトに対して許可と供給の一本化を実施する。 ➢ 土地使用権譲渡、土地二級市場の情報公開等の制度を整備する。 ■ 私募ファンド商事登記業務のイノベーション及び全プロセスの一体化監督管理を実施する。 ■ ChiNext（チャイネクスト）登録制度の改革を促進する。 ■ 国内外の双方向投資の新メカニズムを構築する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 適格外国人有限責任組員（QFLP）試験企業の Tier1 または Tier1.5 債券市場への投資を促進し、「外資による国内資本の管理」（外資が發起して管理人を設立するとともに国内外に資金調達を行う）及び「国内資本による外資の管理」（国内資本が發起して管理人を設立するとともに国外で資金調達を行う）等のパターンを率先して開放する。 ➢ 適格国内投資企業（QDIE）が試行して許可証を持つ金融機関に對外投資枠を直接申請することが認められ、その下で株式投資企業を設立する必要がないよう推進する。
科学技術イノベーションの方面（全6条）
<ul style="list-style-type: none"> ■ 新興分野における知的財産権保護の新メカニズムを構築する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ デジタル知的財産権保護メカニズムを革新し、ネットワーク知的財産権保護のクラウドプラットフォーム、ブロックチェーン証拠検証プラットフォームを構築し、商業秘密保護基地を建設する。 ➢ 知的財産権に関する懲罰的損害賠償制度を実施する。 ■ 金融によるグリーン発展及び科学技術イノベーションへの支援モデルを確立する。 ■ 外国人人材認定メカニズムの革新及び就労と居住のワンストップサービスを提供する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 授權により、現地の実地のニーズに則した外国籍の優秀かつ希少な人材に関する認定基準を策定する。 ➢ 現地のニーズに則した優秀かつ希少な人材目録を作成し、産業發展において緊急に必要な外国人人材に対し、中国での労働許可の申請条件を適切に緩和する。

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 将外国人来华工作许可、外国人工作居留许可两项业务整合为“外国人在深工作居留事务”，一次申请、一次办结。 ▪ 构建高度便利化的境外专业人才执业制度（此条先行在特定范围内推广）。
对外开放方面（共4条） <ul style="list-style-type: none"> ▪ 建立跨境仲裁协作和国际仲裁合作新机制（此条先行在特定范围内推广）。
公共服务和生态环境治理方面（共3条）

【法令全文】请点击以下网址查看：
https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202210/t20221014_1338566.html?code=&state=123

● 上海市人民政府办公厅关于印发《本市推动外贸保稳提质的实施意见》的通知

【发布单位】上海市人民政府办公厅
【发布文号】沪府办规〔2022〕11号
【发布日期】2022-10-21
【实施日期】2022-11-01
【内容提要】该意见从保障外贸企业稳定经营、加大国际贸易金融服务支持力度、推进外贸进出口结构优化、支持外贸新业态新模式发展和加强外贸企业服务保障五方面提出若干意见。其中包括：

- 建立重点企业名录，对企业生产、物流、用工等方面困难问题加大协调解决力度；提升跨境贸易便利化水平，优化跨境贸易人民币结算环境。
- 扩大高新技术和机电产品贸易规模，支持加工贸易稳定发展。
- 发挥跨境电商带动作用，支持国际贸易分拨业务发展，鼓励绿色贸易发展。
- 提升出口退税便利，便利国际经贸人员往来，加强涉外经贸法律服务。

【法令全文】请点击以下网址查看：
本市推动外贸保稳提质的实施意见
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20221021/429ac6edf936457887ee4379c34feca8.html>

官方图解
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20221021/26ad133839d640db9325910274f1235a.html>

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 外国人的中国での労働許可、外国人就労居住許可の2つの業務を「外国人の深センでの就労居住業務」へと統合し、一回の申請、一回の処理で済むようにする。 ▪ 高度に便利化する外国専門家の執業制度を構築する（本条は先行して特定の範囲で普及される）。
对外开放の方面（全4条） <ul style="list-style-type: none"> ▪ 越境仲裁の協同作業と国際仲裁協力の新たなメカニズムを確立する（本条は先行して特定の範囲で普及される）。
公共サービスと生態環境ガバナンスの方面（全3条）

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202210/t20221014_1338566.html?code=&state=123

● 「本市における外国貿易の安定維持及び品質向上の促進に向けた実施意見」の発布に関する上海市人民政府弁公庁による通知

【発布機関】上海市人民政府弁公庁
【発布番号】滬府弁規〔2022〕11号
【発布日】2022-10-21
【実施日】2022-11-01

【概要】本意見は、外国貿易企業の安定した経営の保障、国際貿易金融サービスのサポートの強化、外国貿易の輸出入構造の最適化の促進、外国貿易の新しいビジネスモデルの発展への支持、及び外国貿易企業のサービス保障の強化の5つの方面から若干の意見を打ち出している。それには、以下のものが含まれる。

- 重点企業名簿を作成し、生産、物流、雇用等の難題への調整及び解決を強化し、越境貿易の便利化水準を高め、越境貿易における人民元建て決済の環境を最適化する。
- ハイテク及び機電製品の貿易規模を拡大し、加工貿易の安定的発展を支援する。
- 越境電子商取引で牽引する役割を果たし、国際貿易流通業務の発展を支援し、グリーン貿易の発展を奨励する。
- 輸出税還付の円滑化を向上し、国際貿易関係者の往來を便利にし、涉外経済貿易に関する法律サービスを強化する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
本市における外国貿易の安定維持及び品質向上の促進に向けた実施意見
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20221021/429ac6edf936457887ee4379c34feca8.html>
公式图解
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20221021/26ad133839d640db9325910274f1235a.html>

● [上海市人民政府关于印发《上海市固定资产投资项目节能审查实施办法》的通知](#)

【发布单位】上海市人民政府
【发布文号】沪府规〔2022〕13号
【发布日期】2022-10-20
【实施期间】2022-11-01 至 2025-10-31
【内容提要】在上海市行政区域内建设的固定资产投资项目适用该办法。根据该办法：

- 审查意见是项目开工建设、竣工验收和运营管理的重要依据。未按照规定进行节能审查或节能审查未通过的项目，建设单位不得开工建设，已经建成的不得投入生产、使用。
- 项目节能报告按照项目建成投产后年综合能源消费量实行分类管理。

【法令全文】请点击以下网址查看：
上海市固定资产投资项目节能审查实施办法
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20221019/e5be9023bd014845aad9a7515724785c.html>

官方问答
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20221019/6d3242bd55824288b04702c0ca40a6e9.html>

● [上海市人民政府办公厅关于公布上海市行政许可事项清单（2022年版）的通知](#)

【发布单位】上海市人民政府办公厅
【发布文号】沪府办发〔2022〕18号
【发布日期】2022-10-14
【内容提要】《上海市行政许可事项清单（2022年版）》共编列690项，涵盖52个主管部门的市、区、乡镇街道三级行政许可事项。

【法令全文】请点击以下网址查看：
上海市行政许可事项清单（2022年版）
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20221014/e01883f4ad384d06a3032a908f06f042.html>

官方图解
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20221014/1685db0734584f4ebcbb328029d16529.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

● [「上海市固定資産投資プロジェクトにおける省エネルギー審査の実施弁法」の発布に関する上海市人民政府による通知](#)

【発布機関】上海市人民政府
【発布番号】滬府規〔2022〕13号
【発布日】2022-10-20
【実施期間】2022-11-01 至 2025-10-31
【概要】上海市の行政区域内で建設された固定資産投資プロジェクトは、本弁法を適用する。本弁法によると、以下の通りである。

- 審査意見は、プロジェクトの建設着工、竣工検収及び運営管理の重要な依拠となる。規定に従って省エネルギー審査を受けない、又は省エネルギー審査を通過しないプロジェクトについては、建設主は建設の着工をしてはならず、竣工しているものは生産又は使用に供してはならない。
- プロジェクトの省エネルギー報告は、プロジェクトが完成し、運用を開始した後の年間総合エネルギー消費量に応じて分類及び管理される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
上海市固定資産投資プロジェクトにおける省エネルギー審査の実施弁法

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20221019/e5be9023bd014845aad9a7515724785c.html>
公式 Q&A

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20221019/6d3242bd55824288b04702c0ca40a6e9.html>

● [上海市行政許可事項リスト\(2022年版\)の公布に関する上海市人民政府弁公庁による通知](#)

【発布機関】上海市人民政府弁公庁
【発布番号】滬府弁発〔2022〕18号
【発布日】2022-10-14
【概要】「上海市行政許可事項リスト(2022年版)」は690項目を収録し、52の主管部门の市、区、郷・鎮・街道の3つのレベルの行政許可事項を網羅している。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
上海市行政許可事項リスト(2022年版)
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20221014/e01883f4ad384d06a3032a908f06f042.html>

公式図解
<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20221014/1685db0734584f4ebcbb328029d16529.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、最新资讯

● [中国共产党第二十次全国代表大会报告摘录](#)

中国共产党第二十次全国代表大会于 2022 年 10 月 16 日到 2022 年 10 月 22 日在京召开，并通过了关于十九届中央委员会报告的决议等文件。该报告指出：

加快构建新发展格局
<ul style="list-style-type: none">坚持高水平对外开放，加快构建以国内大循环为主体、国内国际双循环相互促进的新发展格局。推进高水平对外开放，稳步扩大规则、规制、管理、标准等制度型开放，维护多元稳定的国际经济格局和经贸关系。
坚持全面依法治国
<ul style="list-style-type: none">坚持依法治国、依法执政、依法行政共同推进，坚持法治国家、法治政府、法治社会一体建设。加强重点领域、新兴领域、涉外领域立法。推进依法行政，转变政府职能。严格公正司法，深化司法体制综合配套改革，全面准确落实司法责任制。
推动绿色发展
<ul style="list-style-type: none">加快推动产业结构、能源结构、交通运输结构等调整优化。深入推进污染防治。积极稳妥推进碳达峰、碳中和。

（里兆律师事务所 2022 年 10 月 22 日编写）

三、里兆解读

● [知识产权案件诉前行为保全的应对](#)

随着网络销售的快速发展，知识产权侵权行为呈现出影响范围广、传播速度快等显著特征，诉前行为保全对制止侵权行为起到十分有效的作用。但是，不恰当的诉前行为保全往往也会对企业造成严重后果。例如，电商企业为应对 618、双 11 等购物节活动大量备货，若因不恰当的诉前行为保全导致商品链接下架，一方面可能造成购物节过后无法消化备货，另一方面还可能造成无法履行与第三方的直播带货合同等而面临索赔。

二、新着情報

● [中国共産党第二十回全国代表大会報告より抜粋](#)

中国共産党第 20 回全国代表大会は 2022 年 10 月 16 日から 2022 年 10 月 22 日まで北京で開催され、第 19 期中央委員会の報告に関する決議等の文書を採決した。本報告は以下の内容を提言している。

新しい発展パターンの構築の加速
<ul style="list-style-type: none">高い水準の対外開放を堅持し、国内の大循環を主体とし、国内外の双循環が相互に促進する新しい発展パターンの構築を加速させる。高い水準の対外開放を促進し、ルール、規制、管理、基準等の制度的な開放を着実に拡大し、多様で安定した国際経済パターン及び経済貿易関係を維持する。
全面的な法による国家統治の堅持
<ul style="list-style-type: none">法による国家統治、法による執政、法による行政を堅持することを共に推進し、法治国家、法治政府、法治社会の一体化の建設を堅持する。重点分野、新興分野、涉外分野の立法を強化する。法に依拠した行政を推進し、政府機能を切替える。公正な司法を厳格にし、司法制度の総合付帯改革を掘り下げ、司法責任制を全面的かつ正確に実行する。
グリーン発展の促進
<ul style="list-style-type: none">産業構造、エネルギー構造及び輸送構造等の調整と最適化を加速させる。環境汚染の予防と制御を掘り下げて推進する。カーボンピークアウト及びカーボンニュートラルを積極的かつ着実に推進する。

（里兆法律事務所が 2022 年 10 月 22 日付で作成）

三、里兆解説

● [知的財産権案件における提訴前の行為保全に関する対応](#)

ネット販売が急速に発展していくにつれ、知的財産権侵害行為は影響範囲が広く、伝達スピードが速い等といった特徴が明るみになっており、提訴前の行為保全は侵害行為を抑えるうえで十分かつ効果的な役割を果たすことになる。しかし、不適切な提訴前の行為保全は企業にとって重大な影響をもたらす。例えば、電子商取引企業は、618 商戦、W11（ダブルイレブン）などのネット通販セールイベントに対応するために大量の品物を仕入れたものの、もしも不適切な提訴前の行為の保全によって商品の通販リンク先を解除することになると、ネット通販セールイベント後の在庫の消化は難しくなり、また、第三者とのライブ配信契約を履行できないなどのために損害賠償を請求される可能性もある。

有鉴于此，企业在面对知识产权侵权案件诉前行为保全时，如何进行有效的应对就显得尤为重要。近期我们处理的一起案件中，成功说服法院驳回了对方当事人的诉前行为保全申请，为客户避免了不必要的损失，现结合本案及既往案件的一些经验进行简要分享。

1. 为听证会做好充足准备

虽然听证会并非诉前行为保全的法定前置程序，但鉴于法院对采取诉前行为保全的态度通常比较谨慎，在裁定是否采取诉前行为保全措施前，通常会召开听证会听取双方意见，再行作出裁定。因此，企业在听证会中应对的效果，将影响法院对是否同意进行诉前行为保全的最终判断。

另外，听证会在一定程度上对案件实体问题一并进行审查，这就意味着听证会的结果不仅会影响是否支持诉前行为保全，还可能影响案件审判的整体走向。有鉴于此，企业在收到法院听证会的通知时，应该及时梳理案件情况，在极其有限的准备时间内寻找突破口，做好充足准备，积极应对。

2. 法院审查诉前行为保全申请的考量因素

根据《最高人民法院关于审查知识产权纠纷行为保全案件适用法律若干问题的规定》（以下简称“《规定》”），法院审查行为保全申请的考量因素包括：

- 1) 申请人的请求是否具有事实基础和法律依据，包括请求保护的知识产权效力是否稳定；
- 2) 不采取行为保全措施是否会申请人的合法权益受到难以弥补的损害或者造成案件裁决难以执行等损害；
- 3) 不采取行为保全措施对申请人造成的损害是否超过采取行为保全措施对被申请人造成的损害；
- 4) 采取行为保全措施是否损害社会公共利益；
- 5) 其他应当考量的因素。

其中，因素（1）主要涉及判断申请人的胜诉可能性，而因素（2）和（3）主要涉及《民事诉讼法》第104条规定的诉前保全之必要条件，即“情况紧急”和“难以弥补的损害”。由于因素（4）在实践中涉及的场景相对较为有限，故后文主要围绕因素（1）（2）（3）进行分析，该些方面也是企业应对诉前行为保全时应着重考虑的着力点。

その為、企業が知的財産権侵害案件の提訴前の行為保全に直面した場合、どのように効果的に対応するかが極めて重要である。直近では、筆者が対応したある案件において、相手当事者からの提訴前の行為保全申立を却下するよう裁判所を説得することに成功し、依頼者に余計な損失がもたらされることを回避しており、本案件及び過去の案件における経験を踏まえながら簡潔に紹介したい。

1. 公聴会のために十分な準備を行っておくこと

公聴会は提訴前の行為保全の法定前置手続きではないが、裁判所は提訴前の行為保全の実施についてはやや慎重な姿勢をとっており、提訴前の行為保全措置を実施するかどうかを判断する前に、通常、公聴会を開き、双方の意見を聞いたうえで裁定を下すことになる。従って、企業の公聴会の中での対応の効果は、裁判所が提訴前の行為保全を行うことに同意するかどうかの最終判断に影響する。

また、公聴会には、多かれ少なかれ案件の实体上の問題についても併せて審査することになり、このことは公聴会の結果が提訴前の行為保全を支持するかどうかに影響するだけでなく、案件の裁判の全体的な方向性にも影響し得ることを意味する。したがって、企業は、裁判所からの公聴会の通知を受け取った際には、速やかに案件の状況を整理し、極めて限られた準備期間内に突破口を見つけ出し、十分な準備をしっかりと行い、積極的に対処しなければならない。

2. 提訴前の行為保全申立てを審査する際の裁判所の勘案要素

「知的財産紛争の行為保全案件の審査における法律適用の若干事項に関する最高裁判所による規定」（以下「規定」という）によると、裁判所が行為保全申立を審査する際の勘案要素には、次のものが含まれる。

- 1) 申立人の請求が、要件事実及び法律上の根拠を有するかどうか。これには保護を求める知的財産権の効力が安定しているかどうかを含む。
- 2) 行為保全措置を実施しないことで、申立人の適法な権益が取り返しの難しい損害を被るかどうか、又は案件の裁決の実施が難しくなるなどの損害が発生するか。
- 3) 行為保全措置を実施しないことで申立人にもたらされる損害が、行為保全措置を実施することで被申立人にもたらされる損害を超えるか。
- 4) 行為保全措置を実施することで社会の公共利益を損なうか。
- 5) その他勘案すべき要素。

そのうち、要素の1)は、主に申立人の勝訴の可能性の判断に係ってくるものであり、要素の2)、3)は主に「民事訴訟法」第104条に規定された提訴前保全の必要条件、即ち、「緊急事態」と「取り返しの難しい損害」に係ってくるものである。要素の4)は、実務において関係してくる情景が相対的に限りがあることから、以下、主に要素の1)2)3)を中心に分析するが、これらも企業が提訴前の行為保全に対応する際に重点的に考慮すべき着眼点である。

3. 因素(1)の対応空間

知識財産権侵害案件中、申請人同時主張知識財産権侵害及不正競争の情況并不鮮見。故、法院在判斷申請人勝訴可能性時主要關注爭議知識財産權利基礎是否可靠、以及知識財産権侵害及不正競争事實是否可能成立。由於涉及到勝訴可能性的判斷、聽證會中法院不得對案件實體問題進行一定程度的審理並作出判斷。

首先、企業應考慮申請人就爭議知識財産的權利基礎是否存在瑕疵。申請人通常會提交爭議知識財産的權利證明文件、非知識財産所有者的通常還會提交相關授權文件、企業需要關注其有效性。如、著作權存在 17 項法定權利、其中有 13 項財產權利可授權、但著作權人并非一定會全部授權給被授權人。若其權利基礎存在瑕疵、將成為權利人有效抗辯的關鍵。

其次、企業應考慮知識財産權侵害事實是否成立。一方面、應判斷疑似侵權行為所涉知識財産與爭議知識財産是否構成相同或實質性相似；另一方面、應判斷疑似侵權行為是否落入申請人對爭議知識財産享有的權利之保護範圍。

再次、企業應考慮不正競爭事實是否成立。由於互聯網經濟的特殊性、在認定雙方是否存在競爭關係時較傳統案件呈現更為擴大化的傾向。如、短視頻業務與遊戲業務在傳統意義上難以認為存在競爭關係、但在互聯網經濟下、其業務本質都在於奪取消費者的注意力、搶占流量、因此容易被認定為存在競爭關係。但也正因為存在這種傾向、競爭關係存在與否的邊界在一定程度上有所模糊、企業可以就部分細分領域的競爭關係進行論證、獲得抗辯空間。

4. 因素(2)(3)的對應空間

如前文所述、該二因素關涉《民事訴訟法》對訴前保全要求的“情況緊急”和“難以彌補的損害”。

就“情況緊急”而言、《規定》第 6 條將其細化為 6 種情形¹、在知識財産權侵害案件中相對較為常見的是“申請人的知識財産在展銷會等時效性較強的情況下正在或者即將受到侵害”“時效性較強的热播節目正在或者即將受到侵害”等。具體而言、618、雙 11 等購物節、热播劇或綜藝的更新期間、新產品上市前後的期間等、如出現銷售量、下載量、播放量、活躍用戶數量等的顯著變化、在實踐中較為容

3. 要素の(1)への対応

知的財産権侵害案件においては、申立人が知的財産権侵害と不正競争を同時に主張することは珍しくない。その為、裁判所は、申立人の勝訴可能性を判断する際には、主に係争中の知的財産権の権利基礎が確信できるかどうか及び知的財産権侵害と不正競争の事実が成立し得るかどうかに関心を払う。勝訴可能性の判断に関わるため、公聴会においては、裁判所が案件の实体問題をある程度審理し且つ判断を下さざるをえない。

まず、企業は申立人が係争中の知的財産権の権利基礎について瑕疵があるかどうかを考慮しなければならない。申立人は通常、係争中の知的財産権の権利証明書類を提出することになり、非知的財産所有者であれば、通常、関連するライセンス文書も提出することになり、企業はその有効性に関心を払う必要がある。例えば、著作権には 17 項目の法定権利が存在し、そのうち 13 項目の財産権は譲渡できるが、著作権者は必ずしもすべての権利を譲受人に供与するとは限らない。もしもその権利基礎に瑕疵があれば、権利者にとって有効な抗弁の鍵となる。

次に、企業は知的財産権侵害の事実が成立するかどうかを考慮しなければならない。権利侵害の疑いある行為に関する知的財産権と係争中の知的財産権は同一であるかどうか、又は実質的に相似しているかどうかを判断しなければならない。また、権利侵害の疑いある行為が申立人が係争中の知的財産権について有している権利の保護範囲に当たるかどうかを判断しなければならない。

また、企業は不正競争の事実が成立するかどうかを考慮しなければならない。インターネット経済の特有性から、双方の間に競争関係があるかどうかを認定する際には、従来の案件と比べ、一層拡大化の傾向がみられる。例えば、ショート動画業務とゲーム業務は従来の意味では競争関係があるとは認定されにくい、インターネット経済のもとでは、その業務の本質は消費者の注目を奪い、データ通信量を占有することであり、競争関係が存在すると認定されやすい。しかし、このような傾向があるからこそ、競争関係が存在するかどうかを判断するうえでの境界線はやや曖昧であり、企業は一部の詳細な分野での競争関係を論証し、抗弁の余地を取得することができる。

4. 要素の(2)(3)への対応の余地について

前述の通り、この 2 つの要素は「民事訴訟法」で提訴前の保全について求める「状況が緊急であること」と「取り返しの難しい損害」に関わっている。

「状況が緊急であること」については、「規定」第 6 条ではそれを 6 通りの状況¹に詳細化しているが、知的財産権侵害案件の中で比較的好く見られるのは、「申立人の知的財産権が見本市等の時限性の高い場面で現在まさに侵害されているか又は侵害されようとしている」、「時限性の高い人気番組が侵害されているか、または侵害されようとしている場合」などである。具体的には、618 商戦、W11 (ダブルイレブン)などのネット通販セールイベント

易被认定为“情况紧急”。需要留意的是，“情况紧急”还要求侵害结果“正在或者即将”发生，因此，若企业判断自身的行为确实可能构成侵权行为或不正当竞争行为时，及时采取停止措施有利于消除“情况紧急”状态。

就“难以弥补的损害”而言，《规定》第10条同样细化为4种情形²，其中，是否会侵害申请人的商誉或其他人身性质的权利之判断相较而言更为直接、简单，如，是否已经出现较多的负面报道等。在企业能够否认该种情形的情况下，应更为关注另外几种情形。一方面，行为是否难以控制，如前文所言，若企业能够及时采取停止措施，法院通常会否认存在不可控的情况；另一方面，是否导致相关市场份额明显减少。此外，企业还可以尝试从不采取行为保全措施对申请人造成的损害不会超过采取保全措施对被申请人造成的损害的角度，论证采取保全措施不具备必要性。一般来说，申请人对“难以弥补的损害”负有较重的举证责任，企业可以根据申请人的论证“见招拆招”。

企业在遇到诉前行为保全时，需要在非常有限的准备时间内进行应对，但知识产权侵权案件中，相关证据材料往往更为繁杂，对企业而言更是一个严峻的挑战。因此，企业需要迅速调动内部力量查明事实，并善于运用外部力量做好法律层面的应对与支持。

（作者：里兆律师事务所 董红军、郑旭斌）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- [二十大（中国共产党第二十次全国代表大会）报告中的法治元素与导向](#)
- [《网络安全法》的修改动向与展望](#)
- [职务侵占、利益冲突、商业秘密、商业贿赂、性骚扰等话题的内部合规培训](#)

ト、人気ドラマや番組の放送期間、新製品の通販前後の期間など、販売数、ダウンロード回数、再生回数、アクティブユーザー数などに著しい変化があり、実務においては「状況が緊急であること」と認定されやすい。注意すべきは、「状況が緊急であること」の構成要件として、侵害の結果が「現在発生中又は間もなく」発生することであることが求められ、したがってもしも企業が自己の行為はたしかに権利侵害の行為又は不正競争行為を構成し得ると判断した場合、直ちに停止措置を講じることが「状況が緊急であること」の状態を解消するうえで有益である。

「取り返しの難しい損害」については、「規定」第10条も同じく4通りの状況²に詳細化されており、そのうち、申立人ののれん又はその他人身権を侵害するかどうかは、一層直接的かつ簡単であり、例えば、多くのネガティブな報道がなされたかどうか等である。企業はこれらのケースを否定できる状況においては、他の幾つかのケースに一層注意すべきであり、ひとつには、行為を制御することが難しいかどうかは、前述したように、もしも企業が直ちに停止措置を取り決めることができる場合、裁判所は通常、制御不可能という状況は否認することになること、また、かかる市場シェアが明らかに減少することになったかどうかである。このほか、企業は、行為保全措置を実施しないことで申立人にもたらす損害が、保全措置を実施する場合に被申立人にもたらす損害を超えないという視点から、保全措置を実施することには必要性がないことを論証してみることができる。一般的には、申立人は「取り返すことの難しい損害」について、より重い証明責任を負い、企業は申立人の論証を踏まえながら、臨機応変に対処することができる。

企業は提訴前の行為の保全に遭遇した場合、非常に限られた準備期間内で対処する必要があるが、知的財産権侵害案件においては、関連証拠資料はより複雑であることが多く、企業にとっては、さらに厳しい試練である。したがって、企業は迅速に内部の力を動かし、事実を究明し、且つ外部の力を上手く活用して法的次元での対処と支援を強化する必要がある。

（作者：里兆法律事務所 董红军、鄭旭斌）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- [二十大（中国共产党第20次全国代表大会）報告における法治の要素及び方向性](#)
- [「サイバーセキュリティ法」改正の動向と見通し](#)
- [職務横領、利益相反、営業秘密、商業賄賂、セクハラなどをテーマとした社内コンプライアンス研修](#)

¹ 《最高人民法院关于审查知识产权纠纷行为保全案件适用法律若干问题的规定》第6条：有下列情况之一，不立即采取行为保全措施即足以损害申请人利益的，应当认定属于民事诉讼法第一百条、第一百零一条规定的“情况紧急”：（一）申请人的商业秘密即将被非法披露；（二）申请人的发表权、隐私权等人身权利即将受到侵害；（三）诉争的知识产权即将被非法处分；（四）申请人的知识产权在展销会等时效性较强的场合正在或者即将受到侵害；（五）时效性较强的热播节目正在或者即将受到侵害；（六）其他需要立即采取行为保全措施的情况。

¹ 「知的財産紛争の行為保全事件の審査における法律適用の若干事項に関する最高裁判所による規定」第 6 条：下記のいずれか1つに該当し、行為保全措置を直ちに実施しなければ、申立人の利益が損なわれる場合、民事訴訟法第 100 条、第 101 条に掲げる「状況が緊急であること」に該当すると認定できる。(1) 申立人の営業秘密が不法に開示されようとしている場合。(2) 申立人の公開権、プライバシー権等の人身権利が侵害されようとしている場合。(3) 係争中の知的財産権が不法に処分されようとしている場合。(4) 申立人の知的財産権が見本市等の時限性の高い場面において侵害されているか又は侵害されようとしている場合。(5) 時限性の高い人気番組が現在侵害されているか又は侵害されようとしている場合。(6) 行為保全措置を直ちに実施すべきその他の状況。

² 《最高人民法院关于审查知识产权纠纷行为保全案件适用法律若干问题的规定》第 10 条：在知识产权与不正当竞争纠纷行为保全案件中，有下列情形之一的，应当认定属于民事诉讼法第一百零一条规定的“难以弥补的损害”：（一）被申请人的行为将会侵害申请人享有的商誉或者发表权、隐私权等人身性质的权利且造成无法挽回的损害；（二）被申请人的行为将会导致侵权行为难以控制且显著增加申请人损害；（三）被申请人的侵害行为将会导致申请人的相关市场份额明显减少；（四）对申请人造成其他难以弥补的损害。

² 「知的財産紛争の行為保全事件の審査における法律適用の若干事項に関する最高裁判所による規定」第 10 条：知的財産及び不正競争紛争の行為保全事件において、下記のいずれかに該当する場合、民事訴訟法第 101 条に掲げる「取り返しの難しい損害」に該当すると認定できる。(1) 被申立人の行為が、申立人ののれん又は公開権、プライバシー権等の人身権を侵害し且つ取り返しの難しい損害をもたらされようとしている場合。(2) 被申立人の行為により、侵害行為が深刻化し、また申立人の損害が著しく増加されようとしている場合。(3) 被申立人の侵害行為により、申立人のかかる市場シェアが著しく減少する見込みである場合。(4) 申立人にその他取り返しの難しい損害をもたらす場合。